

東京都における健康食品対策事業について

いわゆる健康食品は、それによる健康被害や消費者トラブルが絶えないことから、関係する法令を所管する局・部が調整・連携を行い、健康食品に関連する施策を総合的に推進することを目的として、平成8年10月、庁内に「健康食品対策推進連絡会」を設置した。その事業内容と実績は次のとおりである。

1 試買調査

市販食品を買上げ（1回80品目、年2回）医薬品のみで使用が認められた成分の含有の分析、製品表示・広告について関係法令による適否を総合的に検査し、違反品については、製品の回収や改善指導等、必要な措置を行い、都民への危害防止を図っている。

(1) 表示・広告違反の概要

年度	全体	薬事法	食品衛生法	健康増進法	景品表示法	特定商取引法
平成11年度	85.3%(87/102)	38.2%(39/102)	35.3%(36/102)	47.1%(48/102)	39.2%(40/102)	44.4%(12/27)
平成12年度	77.0%(124/161)	46.6%(75/161)	23.6%(38/161)	50.8%(60/118)	20.5%(33/161)	50.8%(31/61)
平成13年度	74.4%(119/160)	59.1%(88/149)	26.3%(42/160)	41.1%(46/111)	33.8%(54/160)	30.0%(9/30)
平成14年度	59.4%(92/155)	27.1%(42/155)	9.7%(15/155)	52.7%(59/112)	7.7%(12/155)	2.1%(1/47)
平成15年度	92.5%(147/159)	52.8%(84/159)	11.3%(18/159)	74.1%(80/108)	27.0%(43/159)	0%(0/0)
計	77.2%(569/737)	45.2%(328/726)	20.2%(149/737)	53.2%(293/551)	24.7%(182/737)	32.1%(53/165)

* 特定商取引法は、通信販売の広告が対象で、平成12年度までは「訪問販売法」という名称であった。

(2) 検査で薬事法違反となったものの概要

年度	試買品目数 (違反率%)	検出された医薬品成分	品目数	備考
平成11年度	102(0.0%)		0	
平成12年度	161(1.9%)	センナ葉 センナ葉、ダイオウ根茎	2 1	緩下作用 緩下作用
平成13年度	160(5.0%)	クエン酸シルデナフィル センナ葉	2 6	勃起不全改善効果 緩下作用
平成14年度	155(3.9%)	センナ葉	6	緩下作用
平成15年度	159(7.5%)	センナ小葉、センナ果実	1	緩下作用
		センナ小葉	2	緩下作用
		センナ葉軸	2	緩下作用
		プレドニゾロン	1	抗炎症作用等
		カバカバ	1	鎮静作用
		ナンバンゲ	1	利尿作用等
		クエン酸シルデナフィル タダラフィル	3 1	勃起不全改善効果 勃起不全改善効果
計	737(3.3%)		29	

注) 表示・広告違反の例

法律名	違反内容
薬事法	・ 効能効果を記載
食品衛生法	・ 製造者名がない ・ 名称が不適
健康増進法	・ 栄養成分表示がない
景品表示法	・ 外国の公的機関の証明（事実無根） ・ 賞受賞（製造メーカーが勝手に作った賞）
特定商取引法	・ 特権階級の食べ物

2 健康食品取扱事業者講習会

健康食品取扱事業者に対し、正しい法律の知識と遵守を普及する目的で平成8年度から年1回開催している。
平成15年度は、12月1日に文京シビックホールで開催した。

【これまでの実績】

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
参加人数	1,288	1,299	1,115	1,146	1,470

3 健康食品取扱マニュアルの作成

平成10年度に事業者向け参考書として発行、都民情報ルームで有償配布開始。
各法令の改正に伴い平成14年度に改訂版を作成、薬事日報社から発行。さらに平成15年度に第3版を作成、同社から発行。

4 ホームページによる普及啓発

平成15年度末に消費者・事業者を対象とした「いわゆる健康食品ナビ」を新設し、普及啓発を図っている。

5 都民向けパンフレットの作成配布

平成10年度に「いわゆる健康食品Q&A」を作成し、都民に配布。適宜改訂を行っている。